

グランスクエア一橋学園自転車置場運営細則

(総 則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という）は、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という）第18条（バイク置場、自転車置場の使用）により、対象物件内の自転車置場（以下「自転車置場」という）を運営するため本細則を定める。

(区 画 数)

第2条 区画数は、壺番街204区画、式番街174区画、参番街402区画の総計780区画とする。

(申 込 制 限)

第3条 自転車置場を申込みことができる者は、グランスクエア一橋学園に現に居住する組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

2 使用申込可能区画数は、専有部分1戸につき原則として壺番街1区画、式番街1区画、参番街2区画限りとする。

3 特殊自転車（ロードレーサ、トラックレーサ、三輪自転車、タンデム車、重量運搬車、一輪車、その他の車）は除くものとする。

(未使用区画の取扱い)

第4条 自転車置場の未使用区画については、管理組合は補充申込みの受付を行い、管理組合の定める方法に従って処理するものとする。

2 前項により当該区画の使用を認められた組合員又は占有者は、当該区画の利用権者の組合員又は占有者が使用を希望した場合、使用許可終了について異義を申し立てることなく、当該区画を明渡さなければならない。

(使用許可期間)

第5条 自転車置場の使用許可期間は、使用開始日の如何にかかわらず、毎年管理組合の会計年度末をもって終了するものとする。ただし、使用期間満了日の1カ月前までに、管理組合又は使用許可者の双方より当該使用に関する許可の終了の申出がなく、かつ当該使用許可者が使用資格を有する限り、更に1年間当該使用期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(許可の終了)

第6条 自転車置場の使用許可者が自転車置場使用許可の終了を希望するときは、管理組合が別に定める自転車置場使用許可終了（予告）届（別記様式第1）を管理組合に提出するものとする。

(権利処分の禁止)

第7条 使用許可者は、理由の如何を問わず自転車置場を第三者に使用させ、又は自転車置場を使用する権利を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2 第4条（未使用区画の取扱い）に基づく使用希望者は、その受付順位を他の者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

(使用許可の消滅)

第8条 自転車置場の使用を許可されている組合員が、その所有する専有部分を他の組合員又は占有

者及び第三者に譲渡又は貸与した場合には、当該自転車置場の使用許可は終了するものとする。

2 自転車置場の使用を許可されている占有者が、その占有する専有部分に居住しなくなった場合には、当該自転車置場を使用する権利は消滅し、使用許可は終了するものとする。

(使用者)

第9条 自転車置場を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、第4条（使用申込、並びに使用許可の決定）の手続きにより自転車置場の使用を許可された組合員又は占有者及びその同居の家族とする。

(駐輪時間)

第10条 駐輪時間は1日24時間昼夜駐輪制とし、使用者は随時所定の場所に駐輪することができるものとする。

(使用料)

第11条 自転車置場使用料は、別に定めるとおりとする。

(使用料の変更)

第12条 施設の改善又は一般物価の変動などにより自転車置場使用料を変更する場合には、管理規約第53条（議決事項）により団地総会の決議を経て自転車置場使用料を変更することができる。

第13条 自転車置場の使用許可者は、自転車置場使用料を管理組合の定める方法により支払うものとする。なお、期の途中から使用を開始する場合及び使用を終了する場合においても、当該使用料の月割計算は行わない。

(使用料の使途)

第14条 管理組合は本細則に

(遵守事項)

第15条 使用者は、自転車置場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理組合の指示並びに場内標識に従うこと。
- 二 管理組合指定のステッカーを外部から見えるところに必ず貼り付けること。
- 三 自転車置場の出入口付近等では歩行者優先・徐行を徹底すること。
- 四 駐輪にあたっては、常に整理整頓に心がけること。
- 五 施設器具及び他人の自転車等を破損・汚損したときには、直ちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 六 自転車置場には、第3条（申込制限）及び第4条（未使用区画の取扱い）により使用を認められた自転車1台以外、いかなる物品も置かないこと。
- 七 自転車には必ず施錠すること。
- 八 自転車置場には、いかなる工作、構築も行わないこと。
- 九 自転車置場及びその周辺での喫煙はしないこと。
- 十 その他、管理組合にて指示・告示する事項。

(免責事項)

第16条 管理組合は、天災地変、盗難その他事由の如何を問わず、当該使用者がその自転車につき蒙った損害の責を負わないものとする。

(遵守義務)

第17条 使用許可者及び使用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

(ステッカー貼付の違反)

第18条 自転車置場使用者の自転車にステッカー貼付がされていない場合は、乗り捨て物又は所有権放棄物として取扱い、適法手続きにより処分することができる。

(解除)

第19条 管理組合は、使用者が下記各号の一に該当する場合には、何等の通知催告を要しないで直ちに自転車置場使用許可を解除することができる。

- 一 自転車置場使用料を所定の通り支払わなかったとき。
- 二 その他、本細則の各条項に違反したとき。

(細則外事項及び改廃)

第20条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は、管理規約施行の日から施行する。

別記様式第1 (自転車置場運営細則第6条(許可の終了)関係)

年 月 日

グランスクエア一橋学園
団地管理組合理事長 殿

グランスクエア一橋学園 _____ 番街 _____ 号室

氏 名 _____ 印

自転車置場使用許可終了(予告)届

自転車置場使用許可の終了について、運営細則第6条(許可の終了)に基づき届け出いたしす。

[記]

1. 使用区画 No. _____

2. 使用許可終了(予定)日 _____ 年 月 日